

浜松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市都市公園条例施行規則（昭和 3 7 年浜松市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2（第 7 条の 2 関係）				別表第 2（第 7 条の 2 関係）			
1 ～ 4 （略）				1 ～ 4 （略）			
5 可美公園				5 可美公園			
(1) 総合センター				(1) 総合センター			
ア ホール				ア ホール			
種別	利用 区分	金額	摘要	種別	利用 区分	金額	摘要
放送設備	午前・午後・夜間各1回につき	(略)	(略)	放送設備	午前・午後・夜間各1回につき	(略)	(略)
ステージ		(略)		ステージ		(略)	
スライド映写機		260					
オーバーヘッドプロジェクター		260					
16mm映写機		1, 150					
ボーダーライト		(略)	(略)	ボーダーライト		(略)	(略)
サスペンションライト		(略)		サスペンションライト		(略)	
シーリングライト		(略)		シーリングライト		(略)	
水平ライト		(略)		水平ライト		(略)	
フットライト		(略)		フットライト		(略)	
スポットライト	(略)	(略)	スポットライト	(略)	(略)		
ピアノ	(略)	(略)	ピアノ	(略)	(略)		
			(略)	液晶モニター	1, 250	(略)	
ワイヤレスマイクロホン		(略)		ワイヤレスマイクロホン	(略)		
電気コンセント		260	1口 (1. 5kw以下)	電気コンセント		260	1口 (1. 5kw以下)
イ 体育館				イ 体育館			
種別	利用 区分	金額	摘要	種別	利用 区分	金額	摘要
放送設備	1日1回につき	(略)	(略)	放送設備	1日1回につき	(略)	(略)
ステージ		(略)		ステージ		(略)	
ボーダーライト		(略)		ボーダーライト		(略)	
サスペンションライト		(略)	(略)	サスペンションライト		(略)	(略)
水平ライト		(略)		水平ライト		(略)	
バスケットボール用具		(略)		バスケットボール用具		(略)	
バレーボール用具	(略)		バレーボール用具	(略)			

卓球用具		(略)		
バドミントン用具		(略)		
ピアノ		(略)	(略)	
ワイヤレスマイクロホン		(略)	(略)	
電気コンセント		260	1口 (1.5kw 以下)	
ロッカー		(略)		
ウ ホール及び体育館以外の施設				
種別		利用 区分	金額	摘要
視聴 覚 室	ビデオ編集機	1日1 回に つき	円	1式
			620	
	16mm映写機		1,150	
	スライド映写機		260	
	オーバーヘッド プロジェクター		260	
	スポットライト		260	1台
卓球用具			(略)	(略)
各 施 設 共 通	ビデオ再生装置		260	(略)
	ワイヤレスマイ クロホン		(略)	
	電気コンセント		260	1口 (1.5kw 以下)
(2)～(5) (略)				
6～12 (略)				

卓球用具		(略)		
バドミントン用具		(略)		
ピアノ		(略)	(略)	
液晶モニター		1,250	(略)	
ワイヤレスマイ クロホン		(略)		
電気コンセント		260	1口 (1.5kW 以下)	
ロッカー		(略)		
ウ ホール及び体育館以外の施設				
種別		利用 区分	金額	摘要
視聴 覚 室	スポットライト	1日1 回に つき	円	1台
			260	
卓球用具			(略)	(略)
各 施 設 共 通	液晶モニター		1,250	(略)
	ワイヤレスマイ クロホン		(略)	
	電気コンセント		260	1口 (1.5kW 以下)
(2)～(5) (略)				
6～12 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、可美公園の附帯設備の規定の見直しを行うものです。